

○第1回跡地利活用検討部会（喜佐方小学校区）協議概要

令和4年6月30日（木）18:00～19:02

喜佐方公民館 1階 講座室

出席者 教育総務課長・同課課長補佐・同課課長補佐兼施設係長・同課総務係長・同課総務係主査・生涯学習課長・同課課長補佐・企画課課長補佐、同課企画係長
喜佐方小学校区跡地利活用検討部会委員6名

1. 教育総務課長あいさつ

令和6年度4月の吉田統合小学校の開校に向けて準備を進めている。統合準備協議会の下部組織である跡地利活用検討部会の第1回目の開催であり、意見を伺いながら説明、協議を進めさせていただきたい。

2. 事務局出席者及び各委員紹介

司会による事務局職員紹介、各委員については紹介割愛。（名簿での確認）

3. 説明事項

説明事項に移る前に、跡地利活用検討部会の目的である廃校後の施設利活用を検討していくこと及び跡地利活用検討部会の統合準備協議会での位置づけを説明する。また、跡地利活用の基本方針についても、地域住民の意向を尊重することを原則となっているが、市の所有財産である以上、公共施設のマネジメントや地域経済の発展といった視点も加え、地元と市でアイデアを出し合って、地区の活性化を見いだしていきたい旨を説明する。

（1）及び（2）宇和島市学校跡地施設利活用基本方針（概要版）

地域住民の意向を尊重することを原則としつつ、公共施設のマネジメントの観点や地域経済の発展の観点から市民全体の利益にかなうものとする必要があるという基本方針を説明する。

また、宇和島市内の現在の検討対象施設である10校の情報を説明。今回対象となる喜佐方小学校の校地面積が8,400㎡である旨も説明する。

続いて、利活用に向けた方針として、「1. 地域による活用」、「2. 公共・公用施設として活用」、「3. 公共的団体等による活用」、「4. 民間事業者等による活用」、「5. 除去（売却）等の実施」を説明する。優先順位についても、「地域による活用」と「公共施設として活用」、次に「公共的団体による活用」、「民間事業者等による活用」、「除却等の実施」の順である旨の説明を行う。

また、市内廃校の活用事例として、災害用物資及び地域行事の備品類の保管場所や地域交流レストランとして社会福祉法人が運営しているケース、災害時の指定避難場所として指定されている事例を示す。

その他、全国での活用事例として、廃校施設等活用事例集を配布する平成22年9月に文科省が「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」を立ち上げていることを説明する。

○意見・質問等はないか問う。

－特に意見・質問なし－

(3) 及び(4) 喜佐方小学校の基本情報・平面図

跡地利活用対象施設となる喜佐方小学校について、建物敷地面積は3,531㎡、運動場面積は4,930㎡、校地面積は8,461㎡、延床面積924㎡といった基本情報を説明する。また、耐震基準についても、屋内運動場（体育館）は新耐震基準の建物であること、校舎は耐震工事実施済みで耐震基準を満たしていること、その他、空調設備のある教室についても説明を行う。

○意見・質問等はないか問う。

－特に意見・質問なし－

4. 協議事項

(1) 協議の進め方

今後の進め方について、事務局は、地元での活用方法を検討を行うに際して、必要な情報提供、または助言を行っていく立ち位置であると説明する。

また、委員を含めた地元関係者には、廃校利活用の意見を集約していただきたい旨を説明する。跡地利活用検討部会におけるオブザーバーについては、オブザーバーが協議に加わることは可能で、選考は地元関係者で協議していただくのが望ましいと説明する。

○意見・質問等はないか問う。

Q 喜佐方校区では、“跡地利活用検討会”というものを立ち上げた。メンバーは公民館を利用する各団体と各自治会長に入っている。その会は、地域住民の要望を聞く会と位置づけている。跡地利活用検討部会の方は、地域住民が納得した跡地利活用の意見を事務局に報告や要望をしていく会という理解でもよろしいか。

A 跡地利活用検討部会では要望の是非を回答することはない。あくまで、地元で利活用方法を考えていただくなかでの支援をさせていただく。

(2) 利活用方法の参考事例

協議のなかで、現在の避難所活用等の廃校活用事例も参考として説明する。

○意見・質問等はないか問う。

Q 公民館を使う場所が決まった後に要望がでたときに、余ったところは併用できるのだろうか。

A 例えば、公民館を1階で使う場合、他の階を別に使用するというのは可能である。その他の階を使うアイデアを考えていただきたい。

Q 現校舎にあるエアコンを外して持っていくことはないか。

A 外して持って行くことはない。現在、15～20年前に設置しているエアコンもあり、現役の学校では壊れたら教育委員会で直す、廃校後に壊れた場合は、相談のうえというかたちにはなるが、使っていただくところが直すという話になるかと思う。

(3) 次回までの準備事項（案）及び（4）次回の協議事項（案）

今後については、委員を含めた地元関係者で活用案がある程度取り纏めていただき、事務局に連絡いただいて跡地利活用検討部会を開催し、準備を進めていくことを説明する。

また、本日説明した以上の情報を地元の方に知っていただきたいときは、簡単であれば委員の皆様へ電話若しくは文書でお知らせしたい旨も説明する。

○意見・質問等はないか問う。

Q 公民館で利用する場所以外については、廃校になった後でも議論をすることになってもよろしいか。

A 廃校までに全箇所決まるまで協議しなければいけないことはない。この跡地利活用検討部会がなくなった後も要望をだすことは可能である。閉校後は、市の企画課が窓口になっており、要望を聞きながら進めていくようになる。

Q この跡地利活用検討部会は、今後も何回かしなければいけないのだろうか。

A 地元である程度の意見がまとまり、事務局にご連絡いただいたら、今回のような場を設けさせていただく。例えば、月に1回開催するといったことは決めるつもりはない。また、事務局で今回説明した以上の情報をお伝えする際、簡単であれば電話若しくは文書でお知らせしたい。

Q 現在の喜佐方公民館がなくなったら、喜佐方公民館は喜佐方小学校の敷地内に移る話であり、体育館も避難場所となるのだろうか。その体育館が雨漏りしている。雨漏りは先に直してもらわないといけない。

A 廃校後に現在の喜佐方小学校が指定避難所でなくなってしまうことはなく、避難場所としては活用していきたいと考えている。

Q 避難場所となったら体育館に避難するのだろうか。暑いときや寒いときは、教室であれば暖房等があるので、そちらを避難場所にするという考えはないか。

A 避難所開設について、現在、宇和島市は一次避難所、二次避難所、三次避難所という取扱いをしており、一次避難所開設のときは公民館を活用している。校舎の中に公民館を入れるという話になれば、校舎の中が公民館として一次避難所開設される話になる。

Q 公民館は校舎の2階や3階の上の方が良いという考えもある。

A 避難所といったことは、地域にとって大事な部分と思う。そのような意見も検討会で話し合っていたけるとありがたい。

※喜佐方校区については、跡地利活用検討部会とは別に“跡地利活用検討会”を立ち上げ、そちらで多くの方に検討していただくため、事務局から説明したオブザーバーは跡地利活用検討部会には参加していただく必要はない認識を委員と共有する。

5. 閉会

19:02 跡地利活用検討部会終了